

高齢者の肺炎球菌ワクチンが 一部公費負担で受けられます。

肺炎は日本の死亡原因の第5位であり、成人の肺炎の約2～3割は肺炎球菌という細菌により、引き起こされるとの報告があります。肺炎球菌は、このほかにも、血液の中に細菌が回ってしまう敗血症などの重い感染症の原因となることがあります。

高齢者の肺炎球菌（20価肺炎球菌）ワクチンの接種により、肺炎球菌による感染症の予防や感染した場合の重症化を防ぐことができます。

■対象期間

65歳の誕生日前日～66歳の誕生日前日まで

（期間を過ぎると任意接種となり、全額自己負担となりますのでご注意ください）

※接種日時時点で川崎市に住民登録のある方が対象です。

※接種日に満60～65歳未満の方で、障害1級程度の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方は対象となります。

※高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種を受けたことがある方は、公費負担で受けられません。

例：昭和36年（1961年）7月1日生まれの方の場合

令和9年（2027年）6月30日まで定期予防接種として接種可能です。

■接種回数

定期予防接種の対象期間中に1回

■接種場所

川崎市予防接種個別協力医療機関

※川崎市ホームページをご覧くださいか、川崎市予防接種コールセンター（044-200-0144）までお問合せください。



予防接種
協力医療機関名簿

肺炎球菌ワクチンの接種後には副反応が生じることがあります。

肺炎球菌ワクチンの接種後に主に見られる副反応には、接種部位の症状（痛み、赤み、腫れなど）筋肉痛、だるさ、頭痛などがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください。



厚生労働省HP
高齢者の肺炎球菌ワクチン

接種費用は裏面をご覧ください

■自己負担金

5,000円(接種を受けた医療機関にお支払いください)

接種の際は、住所及び年齢の確認できるもの(マイナンバーカード等)をお持ちください。

次の方は無料になります

- ①生活保護世帯に属する方
- ②市・県民税非課税世帯(世帯全員が市・県民税非課税)に属する方
- ③中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方

無料となる場合は証明する書類が必要になりますので、次のもの(どれかひとつ)を医療機関に提示してください。

(非課税証明書は世帯全員の非課税を証明する書類ではないため使用できません。ご注意ください。)

なお、提示をしなかった場合の払い戻しはいたしませんので、接種時に必ずお持ちください。

- ・最新の生活保護決定通知書、被保護証明書、生活保護法医療券のいずれか
- ・最新の介護保険料納入通知書
(保険料段階が1～4段階のもの)
※納入通知書の再発行はできませんのでご注意ください。
- ・中国残留邦人等に対する支援給付本人確認証又は支援給付受給証明書
(受給期間に接種日が含まれるもの)

※証明書類をお持ちでない場合は、自己負担金免除申請をしていただき、免状対象であると確認できた場合は、免除対象者用予診票を発行いたします。

手続きは、オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)を利用してのオンラインで申請又は郵送申請が可能です。
詳細は市ホームページでご確認ください。



高齢者肺炎球菌予防接種
(市ホームページ)

■問合せ先

川崎市予防接種コールセンター

受付時間：8時30分から17時15分 月～金(祝日・年末年始除く)
電話：044-200-0144
FAX：044-200-1065

川崎市健康福祉局保健医療政策部 予防接種担当
川崎市ホームページ <https://www.city.kawasaki.jp/>
「川崎市 予防接種」で検索